

各部（局、室）長 様

企画政策部長 小柳 啓一

平成 23 年度予算編成方針について（依命通達）

わが国の経済は、リーマンショック以降伸び悩みの状態が続いていますが、政府から毎月発表される月例経済報告でも、景気は、このところ足踏み状態となっており、失業率が高水準にあり厳しい状況にあるとされています。また、雇用情勢の厳しい状況に加えて、海外経済の減速の懸念や円高、株価の変動などにより、景気が下押しされるリスクが存在しています。このような状況に対応するため、政府は、日本経済を本格的な回復軌道に乗せるとともにデフレ脱却に向け、「新成長戦略実現に向けた 3 段構えの経済対策」を 9 月 10 日に決定しましたが、この政策が消費や個人の所得に反映するには、まだしばらく時間を要する状況です。

当市の平成 23 年度財政状況の見込みは、歳入について見ますと、市税収入は、個人所得の落ち込みにより、個人市民税が大幅な減収となり、市税全体でも前年度当初予算と比較すると約 7 億円の減と見込んでいます。しかし、これまでは、普通交付税の不交付団体であったため、市税の減収がそのまま一般財源の減となっていました。平成 21 年度からは 4 年ぶりに交付団体となり、平成 23 年度においても普通交付税の交付が見込まれることから、経常的な歳入全体では市税の減分を普通交付税でまかなえれば、前年度と同額程度になると見込んでいます。

歳出は、義務的経費のうち、人件費と公債費については、ほぼ横ばいの状況ですが、扶助費などの社会保障関係の経費が大幅な増加傾向にあるため、経常的な歳出は増加しています。したがって、普通建設事業などの政策的経費に充当できる財源は減少するため、新たな事業を行おうとする場合は、既存事業の見直しや廃止をするスクラップアンドビルドの徹底など、その財源を捻出する

方策を検討していかなければなりません。

平成 23 年度当初予算の編成については、市長選挙の年であるので、毎年必ず実施しなければならない経常的な経費や義務的経費及び年度当初から予算措置が必要な事業などを予算計上する骨格予算の編成となりますが、通常予算と同様に限られた財源を効果的に予算配分することにより、第 4 次総合計画で示す将来都市像を実現するため、下記により編成作業を進めるよう通知します。

記

第 1 基本方針

依然として厳しい財政状況であることから、持続可能な財政の確立を目指し、歳入規模に合わせた予算編成を行う。

経常的な経費では、義務的経費が増加傾向にあることから、それ以外の毎年継続的に実施している事業については、廃止も含めて経費の抑制に取り組むことで、新たな施策や重点的に実施しなければならない施策の財源を確保する。

平成 23 年度から新たに始まる第 4 次佐倉市総合計画に位置付けられた事業を基本として予算編成を行うこととし、実施計画と予算事業の関連性を再度点検して、これまで以上に実施計画と連携した予算編成を行う。

第 2 編成作業

平成 23 年度当初予算編成では骨格予算を予定しているが、予算要求については通常予算と同様の要求とする。経常要求では、義務的経費、準義務的経費及び毎年経常的に実施している通常一般経費について要求する。臨時要求では、実施計画で認められた政策的経費及び事前に財政課と協議済みの通常特別経費について要求する。義務的経費、準義務的経費については、需要見込みについて厳しく精査し、必要な額を要求する。通常一般経費については、別に通知する部（局・室）ごとの充当一般財源に係る基準額を要求の上限額とし、一件査定方式により編成するものとする。

政策的な経費及び経常的な経費の増額分については、第 4 次総合計画前期基本計画の実施計画に基づき、実施計画の査定額を要求の上限額として精査を行う。実施計画にない事業の臨時的経費は、通常特別経費として要求する。

なお、予算案の決定にあたり、経常経費も含めて、予算要求や見積りの状況を随時公表するとともに、市民の意見を求め、それを参考に最終案を決定するものとする。

第3 将来債務の削減

市債の発行については、普通交付税の振り替えである臨時財政対策債が毎年増加していることから、施設の建設事業等に係るものは、世代間負担の公平性の観点から、普通交付税の措置されるものを優先的に必要最小限の活用をすることとし、安易に建設事業の財源とすることがないようにする。市債全体の発行総額は、公債費の元金償還金の額を超えない範囲とすることで引き続き借入残高の減少を図る。

第4 骨格予算

平成23年度は4月に市長選挙が予定されていることから、義務的経費や、施設の維持管理などの経常的経費及び継続的に実施している事業で当初予算に計上しないと事業の実施に支障のあるものを計上する骨格予算とする。新規事業や事業の拡大などの経費は、選挙以降の補正予算で予算措置することとし、当初予算では計上しない。ただし、全体的な必要経費の状況を確認するために、予算要求はすべての事業について行うこととする。

第5 留意事項

その1. 総括的な事項

(1) 事務事業の見直し

要求にあたっては、市民意識調査、佐倉市行政活動成果評価懇話会からの提言並びに監査意見及び議会での審議等を踏まえて、事務事業の見直しを行うこと。なお、予算要求の内容は、市民に公表することを念頭に、関係書類について、一層わかりやすい表現にできるよう努めること。

(2) 行政サービスとしての妥当性の検証

それぞれの事業について、佐倉市市民協働の推進に関する条例の趣旨に基づき行政と市民の役割分担を再点検のうえ、本来行政が税を投入して実施すべきものか、適切な実施主体は誰かを再検討すること。

(3) 事業の効率化

継続的に実施している事業については、社会環境や市民ニーズが大きく変化している現状を踏まえ、その役割や効果を勘案し、廃止、中止を含めて必要性を再度検討し、最低限必要と思われるもののみを要求すること。継続する事務事業については、生産性を高めコストの削減を図るとともに、年度経費の平準化、事業規模、実施期間の見直し等を行うこと。

(4) 予算編成における PDCA の強化

全ての事業について、平成 21 年度決算における事業成果測定等を利用し、効果を数値等により具体的に確認したうえで予算要求を行うこと。特に、新規事業や拡大部分については、想定される事業効果を明示すること。

その 2. 歳入に関する事項

- (1) 市税については、歳入の根幹をなすものであり、その占める割合も大きいことから過大に見積もりすぎることのないよう、経済情勢や景気の動向などを考慮し適正に見積ること。

また、税の公平性の観点から滞納処分などの収納率向上に向けた対策を積極的に実施すること。

- (2) 使用料・手数料については、社会経済情勢を見極める中で、市民負担の公平の観点から見直しを行うとともに、収入未済額の解消に努めること。

また、従来は無料としていたものについても受益と負担の適正の観点から、有料化についても検討すること。

- (3) 国・県支出金については、国及び県の動向を十分見極め、新規の制度や既存の制度の改廃について情報収集し、本市のまちづくりの方向性に合致するものは、積極的な確保に努めること。特に、国の経済対策として期限が限定されて実施されている補助金については、実施する施策に充当できるものは活用すること。なお、国庫補助金については、平成 23 年度から順次一括交付金化する方針が示されているので注意すること。

- (4) 各所属において、広告収入等、創意工夫による財源の確保についても検討すること。

その３．歳出に関する事項

- (１) 施設の管理運営経費については、指定管理者制度の活用や民間への委託、施設の統廃合など、コストと効果の観点から根本的な見直しを図り、効率的な施設の管理運営の実現及び経費の抑制に努めること。
- (２) 情報システム経費については、単に事務の軽減を図ることのみを目的とするのではなく、利用状況、費用対効果を精査し、有効性に乏しいシステムは廃止、統合等を行い、効率的なシステム運営を図ること。
- (３) 市補助金については、佐倉市補助金等検討委員会、佐倉市行政活動成果評価懇話会からの提言に基づき、補助の成果を評価し必要に応じて抑制、削減に努めること。特に人件費に対する補助については、必要性などを検討し、内容の見直しに努めること。
- (４) 事務費等のいわゆる管理コストとなる経費については、さらに精査をし、最低限必要な経費のみを要求すること。

その４．その他の事項

- (１) 特別会計については、その会計内で収支の均衡を確保するという原則から歳出に見合った、保険税、保険料、使用料などの負担の適正化を図り、法定繰入以外の一般会計からの赤字補てん的な繰入れを少なくするよう努めること。
- (２) 公営企業会計については、企業的性格を十分に発揮し、経営のより一層の合理化を図るとともに、独立採算の確保に努め、一般会計との経費負担区分を明確にするとともに、事業収入の確保、業務運営の合理化・健全化を図り、その事業目的を達成するように努めること。

第５ 予算要求基準等

すべての予算要求は、22 佐財第 357 号「平成 23 年度予算編成事務要領について（通知）」により行うこと。